

経営革新支援機関

“認定税理士”助成金を追い風に急増 経営改善計画など支援ビジネスに期待感

中小企業金融円滑化法終了に伴い、新たな中小企業支援策としてスタートしている「中小企業経営力強化支援法」。税理士の間で、その担い手となる「経営革新等支援機関」を目指す認定申請の動きが止まらない。既に8,165機関(平成25年4月26日現在)が認定されているが、8割近くを税理士ら税務専門家が占める。中小企業庁では現在、認定件数及び認定承認期間などを区切っていない。また、認定支援機関が行う経営改善計画書作成および進捗管理に要する費用について、最大200万円の助成金が支払われることも手伝って、経営革新支援業務は税理士の新たなビジネスチャンスとして、が然注目されそうだ。

金融円滑化法に基づく申請企業、いわゆる返済猶予を実施した企業は、全国で40万社近くと言われている。そもそも金融庁では、中小企業の再生、条件変更・返済猶予など、経営改善に対しては、金融機関のコンサルティング機能の強化を求めている。

しかしながら、現実には、金融機関担当者は多忙を極め、返済猶予企業も多いことから全ての企業の経営改善に関与することは不可能に近い。ましてや、企業自ら「実現可能な抜本的な計画」、いわゆる“実抜計画”を策定しているのは全体の2割にも満たないと言われている。

そこで、金融庁や中小企業庁では、中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関との連携強化を推進するなかで、企業に密接な立場にある税理士らの外部専門家の活躍に大いに期待をかけているもの。

企業がその認定支援機関の指導・助言を受けると、信用保証協会の保証料率が軽減されるほか、認定支援機関による経営改善計画策定支援を受けた場合、認定支援機関に支払う費用の一部が国から助成される。

その予算措置として、405億円もの補正財源措置が講じられ、約2万社を対象に認定支援機関による経営改善計画書策定やデューデリジェンス費用(資産査定)、フォローアップ費用として、総額300万円を上限に、その2/3を支援する。(この場合、企業負担100万円は必要)。借入金の返済負担等、財務上の問題を抱える企業と税理士ら認定支援機関とが連名で、全都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会に経営改善計画の策定を申し込む。その際、金融機関とも協議し、認定支援機関は関係金融機関が合意した経営改善計画・金融支援策等を同支援協議会に提出。その計画が承認されれば、計画達成状況について定期的なモニタリングを行う、いわゆるフォローアップ費用を含めて、助成される仕組みだ。

こうした中小企業の経営力強化支援策として、「公的支援の民間委託」という構図に、“認定税理士”らが新たなビジネス

への期待を寄せるのも頷ける話だ。しかし、認定後、支援業務が適切に実施されなかった場合、報告徴収や改善命令をはじめ、最悪の場合、認定の取り消しも行われるので注意が必要だ。

ただ、そうした罰則よりも、認定支援機関の税理士が関心を寄せるのが具体的な運用面だ。とくに、経営改善計画書(実抜計画)の作成方法や会社再建手法、銀行交渉など、税務会計の分野を中心に、企業を指導してきた税理士らにとっては、まさに“未知の領域への進出”ともなるわけで、不安材料も多くある。その点すでに、経済産業省管轄の「独立行政法人中小企業基盤支援機構」(略称=中小機構)においては、認定支援機関向け経営改善・事業再生研修(基礎編)が全国で実施されているが、参加者の中には、「学術的な要素が強く、事務所の顧問先に当てはめて考えるのが難しい」といった声も聞かれる。

なかでも、今回の支援事業で助成金を申請するためには事前に金融機関の書面による同意が必要だ。経営計画書においても、単なる数値を羅列した計画書では意味がなく、“実抜計画”でなければ金融機関にも説得力を与えることができない。

そうした、金融機関対策のほか、通常の月次監査に加えて、支援業務を実施した中小企業に対する案件の進捗状況の管理、継続的なモニタリングの実施(原則3年間)、フォローアップ等といったコンサルティング業務の領域も新たに加わるためだ。

金融税理士アドバイザー講座を主宰し、会計業界において税理士認定支援機関向けにセミナーを開催している(株)スペースワン代表の徳永貴則氏は、「金融機関との連携・協力が鉄則。だが、それ以前に、リスクを実施した事務所の顧問先の経営者に対して、経営計画等の策定を経営者の視点で共に進める信頼関係の構築が最優先。実抜計画策定・企業再生のためには決算書・試算表といった従来の過去データに基づく一般的な指導方法に加えて、資金繰り表や売上・仕入分析、売上計画といった財務分析に重きを置くコンサルティングを行う必要がある。それを実行

できる事務所の体制づくりが認定支援機関には求められている」と話す。

また、こうした特化業務を会計事務所の差別化商品として位置付けて、ビジネスを模索する動きも活発化している。全国の有力会計事務所を組織するJPCONSALTANTS・グループ(本部=東京・千代田区、小林登代表)ではこのほど、新たな研究会組織を立ち上げ、初会合を開いた。当日は、経営改善計画書作りで600社近くの案件実績があり、関東経産局委託事業「中小企業支援ネットワークアドバイザー」である(株)エイチ・エーエル(本社=埼玉・さいたま市)の水野隆行代表取締役を講師に招き、今後、同社と協力体制でJPMEMBER事務所を核とした「JPCONSALTANTS研究会」を発足し、弁護士・社会保険労務士等の専門家とも連携をはかり、積極的に活動を展開していく。

すでに、認定支援機関でもある同メンバーの中には、同社と連携して経営改善

INDEX

業務改善ソリューションを新提案	2面
会員制クラブ組織、続々	3面
TPPと税理士業務	4面
農業特化組織の新事業とは	5面
「65歳引退宣」承継の成功例	6面
40歳若手税理士の戦略	7面
生命保険信託の魅力を探る	8面

計画書を作成して助成金申請を行っており、「埼玉県内で初めて申請が受理された」(ペンデル税理士法人の藤田忠司社員税理士、コンサルティング部長)という。

現時点では、経営改善計画策定支援事業に基づく助成金申請に関して、「問い合わせは多いが、実際に申請件数は全国で数十件程度。3月決算申告を終えた認定支援機関の税理士から、今後、案件提出が増えることに期待している」(中小企業庁金融課)と話す。

返済猶予を申請した企業数約40万社。仮にその4割(16万社)は、外部専門家による何らの指導が必要になってくるとした見方がある。認定支援機関のミッションでもある実抜計画策定・計画実行(PDCA)など、専門性の高い「財務経営力」といった支援業務を行うことで付加価値が創出できる。顧問収入増が望めるだけでなく、金融機関からの顧問先紹介のチャンスを得る絶好の機会と言えそうだ。

ゼイカイ緊急セミナー 認定税理士は大きなアピールポイント!!

「経営革新等支援機関」丸わかりセミナー!!

経営革新等支援機関の認定事務所が急増しています。しかし、支援機関として認定を受けても、実際に何をどう指導していけばいいのが分からないのが実情ではないでしょうか。一つ言えることは、経営革新等支援機関に認定され、名簿に掲載されただけは、業務の依頼は来ません。

そこで、弊社ゼイカイでは、これから認定を受けようとお考えの税理士、または、既に認定税理士になられた方々を対象に、「経営革新等支援機関」とは何かについて解説。そして支援機関が果たすべき役割や具体的なアクション等について、分かりやすくお伝えするセミナーを開催致します。

融資に強い税理士になりたい、銀行との付き合いを深めたい、認定税理士をビジネスに活かしたい、という先生方は必見です。

金融税理士アドバイザー講座を開講し、金融に強い税理士になるためのノウハウを提供する元銀行マンの徳永貴則氏が講師を務めます。

他では絶対に聞けない内容を2時間にわたって凝縮してお伝えします。人気のセミナーだけにお早目のお申込みを!!(新聞同封のセミナー案内用紙にてお申込みください)

- 日 時:6月20日(木曜日)午後5時~午後7時(開場午後4時~)。その後、8時まで質疑応答
- 受講料/人数:無料、先着30名限定
- 会場:ちよだプラットフォームスクエア 402会議室(東京都千代田区神田錦町3-21)
- 内容:・円滑化法後の金融機関対応と最新情報・認定後に会計事務所がなすべきことは
・金融機関がリスク先に求めていることは
・経営改善計画書に求められている情報は
・認定機関に求められていることは
・リスク先の出口戦略をどう考えるか



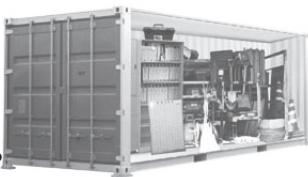
ご存じですか?

アパート・マンション 経営に替わる リスクの少ない

トランクルームという新しい土地有効活用

信頼の実績

- ◎当社が10年間一括借り上げ。
- ◎全国721ヶ所で、40,735室の運用実績。



オーナー様
が安心する
理由

- ◎土地だけでもお借りします。
- ◎節税のメリットもあります。
- ◎空倉庫・空テナント・空室対策。



エリアルリンク株式会社
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-1 B・Mビル

東証マザーズ上場:8914



0120-87-6006

詳しくは、資料をご請求ください。

info-100sen@arealink.co.jp
FAX.03-5577-9223